

PCB使用照明器具の保有等に関する調査について

日頃から、道の環境行政にご理解、ご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

このたび、道では、道内の事業所を対象として、有害なPCB（ポリ塩化ビフェニル）を使用している業務用照明器具の確認の必要性等を広くお知らせするとともに、道内におけるPCB廃棄物処理を早期かつ適正に完了させるため、次のとおり調査を実施することとしましたので、ご回答をお願いします。

記

1 調査の必要性

(1) PCBとは

PCBはその有害性が判明し、製造が中止されてから46年以上が経過していますが、製造中止以前のものが未だに使用されている場合や、照明器具の交換等の際に取り外され、目立たない場所に置かれたままのものもあることから、それらの見落としがないように確実に点検し所在を把握することが必要です。

(2) PCBの処理期限

製造中止前に製造された照明器具（安定器）等にはPCBが使用されているものがありますが、法律により処理期限（平成34年度（2022年度）末まで）が決められていることから、そのまま使用し続けた場合には、処理期限に間に合わなくなるおそれがあり、取り外したものも含め、期限までに適正に処理が行われない場合には命令や罰則の対象となることがあります。

(3) 安全・環境への影響

PCBが使用されている照明器具は既に設置から時間が経過しており、劣化して有害なPCBが漏れ出して従業員の皆様やお客様に降りかかったり、環境を汚染するおそれがあり、過去には点検済みとしていた施設でも、見落としなどにより、PCB漏洩事故が発生した例もあります。

2 調査の対象

道内に設置されている事業所（札幌市、函館市、旭川市を除く）のうち、事業所の開設年度から、PCBを使用した機器が設置されていた可能性がある約40,000件を対象としています。

3 回答方法

- ① 別添のパンフレット「古い照明器具には有害なPCBを使用したものがあります」の照明器具の点検方法に沿って、感電等に十分注意（必要に応じて電気工事業者への委託）してご確認願います。
- ② テナント入居者が独自で判断できない場合、施設の管理者に確認をお願いします。
- ③ 確認結果を「PCB使用照明器具の保有等に関する調査票」により、調査票到着後1ヶ月以内での返信をいただきますようお願いいたします。

確認作業等により返信期限の延長が必要な場合には、下記のお問い合わせ窓口にご連絡ください。

また、本調査の実施期間中、事務局からご連絡をさせていただく場合があります。

**【お問い合わせ窓口】北海道PCB調査事務局
調査業務受託者：株式会社東京商工リサーチ北海道支社内**

〒060-0004 札幌市中央区北4条西5丁目1 アスティ45 10階 担当 中村
TEL 0120(222)114 (フリーダイヤル)
FAX 0120(290)238 (フリーダイヤル)
メールアドレス pcb-hokkaido@tsr-net.co.jp
ホームページ <https://www.pcb-hokkaido.com/>

- 本調査は、環境省のPCB廃棄物調査マニュアルをもとに北海道が実施しています。
- フリーダイヤルは大変込みあうことがございます。ご迷惑をおかけいたしますが、通話中の場合は再度おかけ直しをお願いいたします。